

○宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例

平成22年3月31日

条例第11号

別表第4（第2条関係）

名称	事務の区分		金額	
屋外広告物に係る許可申請手数料	屋外広告物条例第6条、第7条第3項若しくは第14条第1項の規定による許可又は同条例第12条第3項（同条例第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可の期間の更新に対する審査	はり紙又ははり札	100枚につき300円	
		看板、広告板又は広告塔によるもの （ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。）	5平方メートル未満のもの	1枚又は1基につき1,000円
			5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1枚又は1基につき2,000円
			10平方メートル以上のもの	1枚又は1基につき3,000円。ただし、15平方メートルを超えるものは、3,000円に15平方メートルを超える5平方メートルごとに1,000円を加算した額とする。
		アーチによるもの	1基につき4,000円	
		宣伝車	1台につき2,000円	
		アドバルーン	1個につき800円	
電柱又は街灯利用広告物	1個につき300円			
標識利用広告物	1個につき300円			

	車体利用広告物	3平方メートル 以下のもの	1個につき300円
		3平方メートル を超えるもの	1個につき2,000 円
	広告幕		1枚につき300円
	立看板		1個につき300円
	のぼり又は旗		1個につき300円
	その他の広告物		1枚、1基又は1 個につき300円

備考

- 1 はり紙又ははり札に係る許可の申請について、100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
- 2 看板、広告板又は広告塔によるもの（ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。）に係る許可の申請について、15平方メートルを超えるものの申請がある場合において、5平方メートルに満たない端数があるときは、これを5平方メートルとする。
- 3 車体利用広告物に係る許可申請手数料は、同一の車体を利用する場合で、手数料の合計額が2,000円を超えるときは、2,000円とする。